

第1回あんジョイプラン9（第8次安城市高齢者福祉計画・
第8期安城市介護保険事業計画）策定委員会 次第

日 時：令和元年10月31日（木）

午後1時30分から3時まで

場 所：市役所本庁舎第10会議室

1 市長あいさつ

2 委嘱状交付

3 委員紹介

4 会長選出

5 会長あいさつ

6 市長諮問

7 議題

（1）あんジョイプランの概要について

（2）あんジョイプラン9の策定体制について

（3）高齢者等実態調査（アンケート調査）について

8 顧問講評

9 その他

次回開催予定

日時：令和2年3月26日（木） 午後1時30分から午後3時まで

場所：安城市役所本庁舎3階 第10会議室

7 議題

(1) あんジョイプランの概要について

① 計画の根拠

老人福祉法第20条の8 (市町村老人福祉計画)

介護保険法第117条 (市町村介護保険事業計画)

* いずれの計画も法律の規定により、市町村に策定義務があります。

② 計画の目的

高齢社会が進展する中、高齢者が健康で生きがいを持ち、また介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するよう、高齢者福祉、介護保険、高齢者の生きがいづくりや社会参加、高齢者の居住環境整備等各種の施策を総合的効率的に実施する計画を策定することを目的としています。つまり、あんジョイプランとは、安城市における高齢福祉政策、介護保険政策の基本方針を定めた事業計画です。

なお、あんジョイプラン8では「健康で生きがい・ふれあい・安心を育むまち」を基本理念に設定しました。

③ 計画年度

あんジョイプラン9における計画年度

- 介護保険事業計画…令和3年度から令和5年度の3年間(第8期)
 - 高齢者福祉計画…平成30年度から令和5年度までの6年間(第8次)
- (高齢者福祉計画については、中間見直しの位置づけとします)

④ あんジョイプランの進捗管理

本編第4章「施策・個別事業」、第5章「介護保険事業計画」、施設整備について、年度当初に前年度の目標に対する実施状況を取りまとめ、介護保険運営協議会に報告し、外部委員(介護保険・地域包括支援センター運営協議会)との意見交換を行っています。

また、庁内の関係部局及び社会福祉協議会で構成する「健康とやすぎ推進本部」においても、進捗管理を行っています。

⑤ あんジョイプランの体系及び重点施策

現計画では、基本理念を実現するため、基本目標を設定し、それぞれの基本目標に対応する施策を体系づけて、事業を推進します。

さらに、いくつもの施策のうち、重点的に対応していくもの4項目を重点施策として定め、高齢者福祉施策を運営しています。

⑥ 計画策定業務受注者

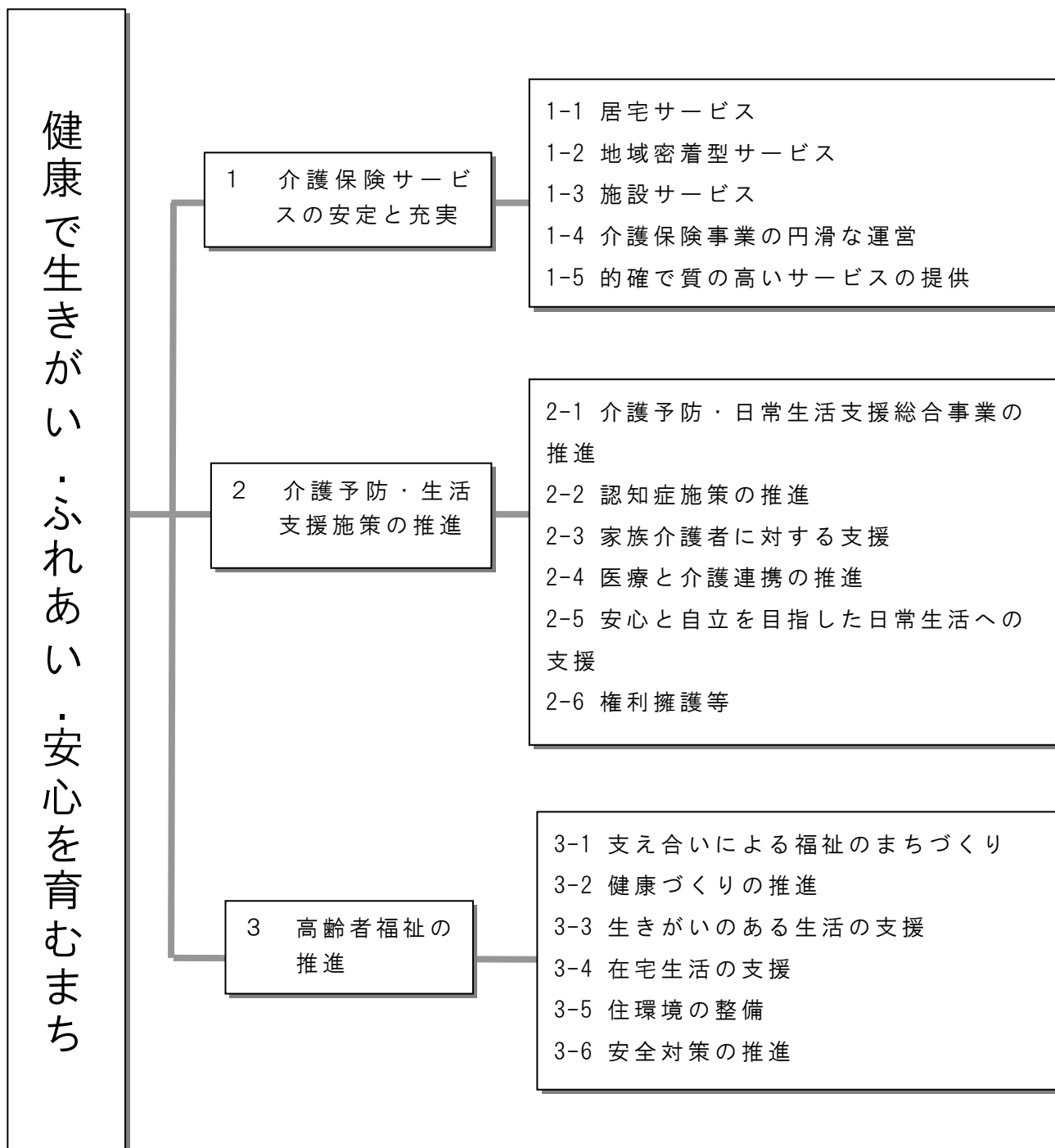
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 名古屋
(公募型プロポーザル方式にて選定)

計画の体系

【 基本理念 】

【 基本目標 】

【 施策 】



重点項目

人口の高齢化が進み、急速に高齢者が増加する中、高齢者が「健康で生きがい・ふれあい・安心を育むまち」を実感できるような地域社会を構築する必要があります。そのため、重点的に対応する4つを重点項目として定め、事業を推進していきます。

項目① 安城市版地域包括ケアシステムの推進

【主な施策】

- 2-5 安心と自立を目指した日常生活への支援
- 3-1 支え合いによる福祉のまちづくり

項目② 多様な介護予防・日常生活支援の推進

【主な施策】

- 2-1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 2-5 安心と自立を目指した日常生活への支援

項目③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

【主な施策】

- 2-4 医療と介護連携の推進

項目④ 認知症高齢者等に対する支援

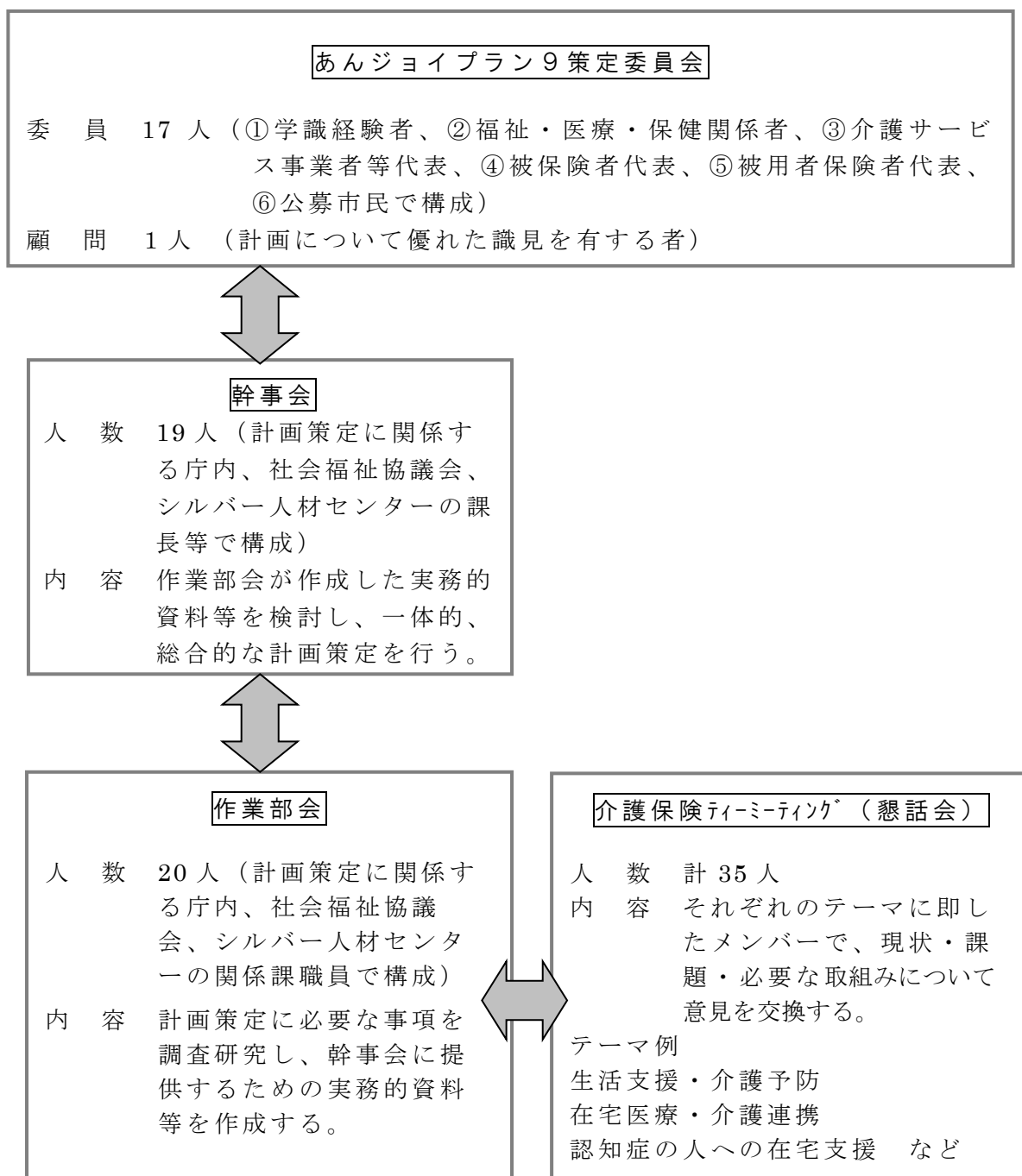
【主な施策】

- 2-2 認知症施策の推進
- 2-6 権利擁護等

(2) あんジョイプラン9の策定体制について

あんジョイプラン9の策定にあたっては、介護保険事業の進捗管理等を行っている「介護保険・地域包括支援センター運営協議会」を母体とする「あんジョイプラン9策定委員会」を設置し、計画書案を策定します。

この策定委員会を中心とした計画の策定体制は、次のとおりです。



備考：各組織の事務局は高齢福祉課

○ 幹事会委員・作業部会委員の計画策定業務における位置づけ

役 割	担当課
総合計画との整合性など	企画情報課
財政運営上の管理	財政課
ボランティア、地域における協働など	市民協働課
防犯・交通安全に関すること	市民安全課
防災に関すること	危機管理課
地域福祉計画との整合性	社会福祉課
障害者福祉計画との整合性	障害福祉課
介護保険事業計画、地域包括ケアシステムの推進、生活支援など高齢者福祉施策全般、地域包括支援センター、事務局	高齢福祉課
特定健康診査に関すること	国保年金課
介護予防事業の推進、健康日本21安城計画との整合性	健康推進課
高齢者の農業参画など	農務課
高齢者向け住宅に関すること	建築課
人にやさしいまちづくりなど	都市計画課
生涯学習、生きがい対策、生涯学習推進計画との整合性	生涯学習課
健康増進、体力維持、スポーツ振興計画との整合性	スポーツ課
福祉サービスなど、地域福祉活動計画との整合性	社会福祉協議会 総務課
地域における介護予防事業、講座など	社会福祉協議会 地域福祉課
生きがいづくり、就業機会の提供の場など	シルバー人材 センター

○今後の予定 ※詳細はP12「あんジョイプラン9策定スケジュール」参照

日程	予定
令和元年	
10月16日(水)	第1回あんジョイプラン9策定 <u>幹事会</u>
10月31日(木)	第1回あんジョイプラン9 <u>策定委員会</u>
11月22日(金)	アンケート調査発送予定
令和2年	
3月上旬～中旬	第2回あんジョイプラン9策定 <u>作業部会、幹事会</u> (アンケート調査結果報告等)
3月26日(木)	第2回あんジョイプラン9 <u>策定委員会</u>

(3) 高齢者実態調査(アンケート調査)について

別紙参照

あんジョイプラン9 策定スケジュール（案）

	時期	作業部会	幹事会	計画策定委員会	事務局
令和元年度	令和元年 10月上旬	第1回 計画策定の体制等 高齢者等実態調査			
	10月中旬		第1回 計画策定の体制等 高齢者等実態調査		
	10月31日			第1回 諮問 計画策定の体制等 高齢者等実態調査	
	11月22日				高齢者実態調査 の実施
	令和2年 3月上旬	第2回 個別事業の現状と課題等			
	3月中旬	個別事業の現状と課題、 新規事業等の調査	第2回 個別事業の現状と課題等		
	3月26日			第2回 個別事業の現状と課題等	高齢者等実態調査 の結果報告
令和2年度	4月	個別事業の目標・方針等の 調査			
	5月上旬	第3回 基本計画の基本理念、目 標、体系等 計画の個別事業について	第3回 基本計画の基本理念、目 標、体系等 計画の個別事業について		
	6月中旬	第4回 計画素案作成			
	7月上旬		第4回 計画素案作成		
	7月下旬			第3回 計画素案作成	
	8月下旬	第5回 計画原案作成			
	9月中旬		第5回 計画原案作成		
	9月下旬			第4回 計画原案作成	
	10月下旬	第6回 計画原案修正			(幹部会へ報告)
	11月上旬		第6回 計画原案修正		
	11月中旬			第5回 計画原案修正	(議会へ報告) ・パブリックコ メント
	令和3年 1月中旬	第7回 計画原案決定（パブリッ クコメント対応）	第7回 計画原案決定（パブリッ クコメント対応）		
	1月下旬			第6回 計画原案決定・答申	
	2月中旬				
	3月				パブリックコメン ト対応結果公表、 計画策定
	4月				計画策定広報公 表
※上記の会議以外にも個別の課題ごとに関係委員のみで会議を開催することや、調査等の実務を依頼することがあります。					

(3) 高齢者等実態調査（アンケート調査）について

1、高齢者実態調査とは

あんジョイプラン9策定に伴い、高齢者等を対象としたアンケート調査を実施します。これらのアンケートを実施する目的としては、高齢者の実情を把握すること。その結果、安城市が行う施策に関するデータを収集し、意見を政策に反映することです。

2、アンケート調査の概要について

アンケートは3種類あります。このうち、「一般高齢者」「認定者」のアンケートについては、国からの指示（手引き）があり、この2つのアンケートの質問項目には、国が示した必須質問項目と、安城市が考えた独自質問項目が混在しています。「市民」は安城市独自のアンケートなので、質問内容は自由に設定することができます。

アンケート区分	一般高齢者	認定者	市民
正式名称	介護予防・日常生活圏 域ニーズ調査	在宅介護実態調査	なし
対象者	①要介護認定を受けていない高齢者 ②一部の要支援者	要介護認定を受け、在宅で生活する高齢者（施設サービス利用者は対象外）	40歳～64歳の市民（第2号被保険者）
予定件数	2,000件（認定を受けていない高齢者1900件、要支援者100件を想定）	約4,000件 （要介護者2,500人、要支援者1500人程度を想定）	2,000件 （無作為抽出）
実施時期	令和元年11月22日（金） 調査票を発送予定		
調査の趣旨 ※国の手引き等から引用	（国）要介護状態になる前の高齢者のリスクや、社会参加状況を把握することで、地域の抱える課題の特定すること。	（国）「介護を必要とする人が、在宅生活を送り続けられること」「介護をする人（家族）が、仕事と介護の両立をしていけること」を調べるための調査。	

質問項目 数	【全 59 項目】 ・ 必須 32、オプション 1 市独自 26 項目	【全 40 項目】 ・ 必須 16、オプション 2 市独自 22 項目	【全 29 項目】 全て市独自項目
質問項目	別紙調査票のとおり		